

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

小豆島町は、瀬戸内海国立公園に浮かぶ小豆島の中央部から東部に位置し、人口は13,870人（令和2年国調）、高齢化率44.1%（同）、少子高齢化が進む典型的な過疎地域である。

本町の産業は、醤油、佃煮、素麺などの食品製造業を中心に、寒霞渓や二十四の瞳に代表される観光及び関連業、アスパラガスやイチゴなどの施設園芸農業、瀬戸内海の新鮮な魚介類が獲れる漁業、オリーブを活用した6次産業、大坂城築城からの歴史を有する石材業などが盛んである。

令和2年度国勢調査では、就業人口数が6,375人で、各産業の従事比率は第1次産業376人（5.8%）、第2次産業1,964人（30.8%）、第3次産業4,007人（62.8%）、中でも「製造業」が全体の22.6%を占めており、続いて「医療・福祉」14.3%、「卸売業・小売業」13.2%となっている。

次に、令和3年経済センサスによる産業分類別事業所数では、「卸売業・小売業」が全体の23.2%、続いて「製造業」19.4%、「建設業等」11.6%となっている。

このような中、本町の基幹産業である食品製造業を中心とする中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると産業基盤が失われかねない状況にある。このような中、本町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度（年間5件程度）の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、食品製造業を中心に観光業、農・水産業、小売業、サービス業等、多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、島しょ部であることから、臨海部、平野部、山間部にかけて住宅等と混在しながら町内全域に立地している。したがって、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、食品製造業を中心に観光業、農・水産業、小売業、サービス業等、多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であることから、本計画においては、労働生産性の伸び率が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間2年：令和5年6月21日から令和7年6月20日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税その他本町に納付すべきものの滞納がないこと等、租税負担等の公平性に配慮する。